

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和元年十一月一日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 稗 田 明 弘

指定番号	第四号
指定に係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	令和元年十月二十五日
指定に係る道路の位置	<p>深谷都市計画事業国済寺土地区画整理事業区域 内三十街区九画地地先、三十六街区十九画地地 先から三十六街区十三画地地先まで</p> <p>深谷都市計画事業国済寺土地区画整理事業区域 内六十四街区十四画地地先から六十四街区九画 地地先まで、六十五街区三画地地先から六十五 街区五画地地先まで</p> <p>深谷都市計画事業国済寺土地区画整理事業区域 内六十四街区九画地地先から六十五街区八画地 地先まで、六十八街区一画地地先から六十八街 区六画地地先まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>九十二・〇八</p> <p>三十七・二七</p> <p>四十八・〇〇</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>十・〇</p> <p>六・〇</p> <p>十二・〇</p>